

知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザルの実施について

下記応募要領により、公募型プロポーザルを実施しますので、参加を希望する場合には関係書類を作成の上、事務取扱機関の公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター（企画部企画課）まで提出してください。

令和2年4月22日

契約担当者 知名町長 今井 力夫

記

知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル応募要領

1 公募型プロポーザルの名称

知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル

2 主催者

知名町

3 目的

本プロポーザルは、知名町新庁舎建設に伴う建築基本設計を行うにあたり、広く、優秀なアイデアを求め、最適な設計候補者の選定を行うことを目的とする。

4 設計対象施設概要

(1) 建設地 鹿児島県大島郡知名町知名79番地

(2) 敷地面積 2,300 m²

(3) 主な設計内容

ア 建築本体工事

イ 機械設備工事

ウ 電気設備工事

エ 外構工事

5 応募者の要件

応募者は、次のいずれかに該当する者であること。

(1) 「第6 単独で応募する際の資格要件」を満足する建築士事務所（以下、「単独事務所」という。）。

(2) 「第7 複数で応募する際の資格要件」を満足する設計共同企業体（以下、「企業体」という。）。

6 単独で応募する際の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (2) 公募型プロポーザル応募参加願の提出期限の日（以下「参加願提出期限日」という。）現在、鹿児島県内に主たる営業所を有すること。
- (3) 知名町の建設コンサルタント業務等の入札参加資格者登録を受けていること。（未登録者にあつては、最優秀提案者に選定された場合、契約締結までに登録することを誓約できること。）
- (4) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 参加願提出期限日から設計候補者決定の日までの間に、知名町建設工事等指名願登録業者の指名停止に関する要綱（平成20年知名町告示第24号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (6) 参加願提出日現在、直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を5名以上有すること。
- (7) 以下のいずれかの建築物の新築、増築または改築に係る基本設計、または実施設計（平成22年4月1日から令和2年3月31日までに設計が完了したものに限る。）で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積2,000㎡以上の実績があること。この場合において、設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。
 - ① 国及び都道府県、市区町村（特殊法人及び独立行政法人を含む。）が発注した建築物（住宅、工場、倉庫及びこれに類するものを除く。）
 - ② 事務所（一部に商業施設等を含むものを含む。）

7 複数で応募する際の資格要件

応募者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 構成員は出資者の最小の出資率が30%以上の2者で構成され、本プロポーザルに参加する単独事務所または他の企業体の構成員でないこと。なお、企業体の代表者の出資率は過半であること。
- (2) 構成員の全てが主たる業務が建築設計業務である建築士事務所であること。
- (3) 構成員の全てが建築士法に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。
- (4) 構成員の全てが公募型プロポーザル応募参加願の提出期限の日（以下「参加願提出期限日」という。）現在、鹿児島県内に主たる営業所を有すること。
- (5) 構成員の全てが知名町の建設コンサルタント業務等の入札参加資格者登録を受けていること。（未登録者にあつては、最優秀提案者に選定された場合、契約締結までに登録することを誓約できること。）
- (6) 構成員の全てが地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (7) 構成員の全てが参加願提出期限日から設計候補者決定の日までの間に、知名町建設工事等指名願登録業者の指名停止に関する要綱（平成20年知名町告示第24号）の規定による指名停止を受けていないこと。
- (8) 参加願提出日現在、直接的かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にある一級建築士の資格を有する者を各構成員が2名以上有し、構成員の合計で5名以上有すること。
- (9) 企業体の代表者が以下のいずれかの建築物の新築、増築または改築に係る基本設計、または実施設計（平成22年4月1日から令和2年3月31日までに設計が完了したものに限る。）で、一つの設計委託契約に係る規模が延べ面積2,000㎡以上の実績があること。この場合において、設計共同企業体で受注した物件については代表者であること。

- ③ 国及び都道府県、市区町村(特殊法人及び独立行政法人を含む。)が発注した建築物(住宅、工場、倉庫及びこれに類するものを除く。)
- ④ 事務所(一部に商業施設等を含むものを含む。)

8 応募の申請方法

応募者は、次に掲げる応募申請手続きに従い応募参加すること。

(1) 応募の申請手続等の説明書の配布

- ① 配布場所 第18の記載の場所及び知名町のホームページ
- ② 配布期間 令和2年4月22日(水)から令和2年5月15日(金)まで(土日祝を除く)
- ③ 配布時間 午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 応募参加願等の提出

本プロポーザルに応募を希望する者は、知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル参加申込書(別紙第1号様式)、応募参加資格審査書(別紙第2号様式)を提出すること。

- ① 提出部数: 2部
- ② 提出場所: 第18の記載場所(受取確認のできる方法による郵送可)
- ③ 提出期間: 令和2年4月22日(水)から令和2年5月15日(金)まで(土日祝を除く)
- ④ 提出時間: 午前8時30分から午後5時15分まで

(3) その他

応募参加手続についての説明会は開催しない。

9 現地説明会

応募参加希望者を対象に「あしびの郷・ちな」(鹿児島県大島郡知名町瀬利覚 2,362 番地)において現地説明会を開催する。

(1) 日時

令和2年5月12日(火)午後4時00分から午後6時00分

※ 開始時刻まで(午後3時30分開場)に「あしびの郷・ちな」入口ホワイエに集合

(2) 参加申込方法

参加希望者は、第18に記載の場所に現地説明会参加申込書(別紙第3号様式)を令和2年4月30日(木)午後5時15分までに持参、郵送(受取確認のできる方法)またはFAX(要、着信確認)により提出すること。

10 質疑

(1) 質疑がある場合は、質疑書(別紙第4号様式)を提出すること。

ア 提出方法: 第18に記載の場所へ、持参またはFAX(要、着信確認)とする。

イ 提出期限: 令和2年5月15日(金)午後5時15分まで

(2) 質疑に対する回答

令和2年5月19日(火)までに、応募参加資格適合者全員に文書で回答する。

11 技術提案書等の提出

(1) 技術提案書等の提出物の内容

技術提案書等は、1者につき1提案とし、その提出物の内容は「知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル技術提案書等作成要領」による。

(2) 提出期限：令和2年6月22日(月)午後5時15分まで

(3) 提出方法：持参または郵送(受取確認のできる方法)

(4) 提出場所：第18に記載の場所

12 失格条件

(1) 提出期限を過ぎたもの。

(2) 審査結果に影響を与えるような工作(審査委員に対する依頼等)を行ったことが明らかなもの。

13 審査の方法

(1) 委員会

審査は、次の委員で構成する「知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル審査委員会」で行う。

友清 貴和	鹿児島大学 名誉教授
鷹野 敦	鹿児島大学学術研究院理工学域工学系建築学専攻 准教授
外山 利章	知名町まちづくり町民会議 会長
北方 智裕	鹿児島県土木部建築課営繕室 室長
赤地 邦男	知名町 副町長
瀬島 徳幸	知名町 総務課長
平山 盛文	知名町 建設課長

(2) 審査

ア 一次審査

技術提案書等の書類審査を行い、二次審査(プレゼンテーション及びヒアリング)の対象者を5者程度を選定する。

イ 二次審査

一次審査で選定されたものを対象に、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、最優秀提案者並びに優秀提案者(次点)各1者を選定する。

二次審査の実施方法は「知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザルプレゼンテーション及びヒアリング実施要領」による。

なお、プレゼンテーション及びヒアリングは町民への公開形式で行う。

(3) 評価基準

技術提案書等作成要領に記載された課題について、その的確性(与条件との整合がとれているか等)、実現性(提案内容が理論的に裏付けられており、説得力のある提案となっているか等)を考慮して総合的に判断し、業務推進の優位性や取組意欲、主任技術者の適性も評価する。

なお、有資格者数や設計実績は応募資格要件であり、これを評価することはしない。

14 経費負担

提出物等の作成経費等、応募に要する経費は、応募者の負担とする。

なお、基本設計委託を締結する提案者を除く二次審査の対象者に対し、報償費として一金5万円を支払う。

15 審査結果の通知等

- (1) 審査結果は、応募者全員に文書で通知する。
- (2) 審査結果の電話等による問い合わせには応じない。
- (3) 審査結果の通知予定等

- ・ 一次審査結果の通知 令和2年7月上旬
- ・ 二次審査結果の通知 令和2年7月下旬
- ・ 基本設計業務の契約 令和2年8月上旬

- (4) 審査結果及び応募作品の公表

審査結果は、審査講評とあわせて知名町のホームページで公表するとともに、全ての提案者を対象に全応募作品を第18に記載の場所において閲覧に供する。

16 基本設計の委託

知名町は、委員会での審査結果を基に、原則として、最優秀提案者と知名町新庁舎建築基本設計業務委託契約の交渉を行うものとする。

また、最優秀提案者が辞退、その他の理由で契約の交渉が出来ない場合は、優秀提案者(次点)と契約の交渉を行うものとする。

本業務委託の設計委託料は、知名町が定める予定価格以内の額とし、契約は知名町の契約規定の随意契約とする。

なお、知名町新庁舎建築実施設計業務委託契約については、知名町新庁舎建築基本設計業務委託を受託した建築士事務所と随意契約の交渉を行う予定である。

17 著作権

技術提案書の著作権は、応募者に帰属するが、知名町は応募された全作品の内容について、応募の閲覧、当施設の作品集、記念誌等において利用することができるものとする。

18 事務取扱機関

公益財団法人鹿児島県住宅・建築総合センター(企画部企画課)

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号 TEL 099-224-4543 FAX 099-226-3963

19 実施上のその他の留意事項

- (1) 提出物については、返却しない。
- (2) 審査結果についての異議申立ては認めない。
- (3) 本プロポーザルは、施設整備に対する発想や解決方法等に優れたアイデア、ノウハウを有する「設計者」を選定するものであり、「設計」を選定するものではない。
- (4) 設計においては、立地条件、設計条件等に応じ提案されたアイデアを活かしつつ、知名町と協議しながら作成することとなり、必ずしも提案された内容のものがまとめられるとは限らない。

知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル 技術提案書等作成要領

1 技術提案書（別紙第5号様式 A3判横）

- ア 「知名町新庁舎建築基本計画」を踏まえ、下記の課題に配慮した技術提案を行うこと。
- イ 提案内容を補完するための資料として、イラストや概念図等を適宜作成することは支障ない。ただし、模型や模型写真は受け付けない。
- ウ 4枚以内とすること。
- エ 本文の文字の大きさは、10.5ポイント以上とすること。
- オ 用紙の右下に20ポイント程度のページ（ページ/提出枚数）を記載すること。
※ 記入例：1/4（1ページ目の技術提案書の場合）
- カ 提出部数 10部（1部ごとにクリップ止めすること。）
- キ 提出する技術提案書のうち、1部は用紙の裏面右下に数字とアルファベットを組み合わせた4文字を使い、20ポイント程度の「任意番号」を黒の印字またはボールペン等で記入すること。
※ 記入例：AB12

記

課題
<p>① 誰もが利用しやすく、住民に親しまれる機能的な庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インクルーシブデザインに対応した庁舎 ・ 町民の交流の場となり、町の情報や、関連する施設と相互効果を得られる庁舎 ・ その他、独自の提案
<p>② 島の自然環境に優しい低炭素社会の実現に向けた取組みが実践できる庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 島の自然環境に優しい自然・省エネルギー事業を導入し、低炭素社会の実現に向けた取組みが実践できる庁舎 ・ 周辺環境に配慮した、知名町のシンボルとなる建物形状やデザイン ・ その他、独自の提案
<p>③ 災害に強い庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 自然災害に対して被害を受けにくく、災害時の避難がスムーズに行える庁舎 ・ 災害対策本部としての機能を十分に発揮でき、物資不足（水・食糧・毛布等）に対応できる備蓄スペースを確保できる庁舎 ・ その他、独自の提案
<p>④ SDGs (Sustainable Development Goals) に対応した庁舎</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 塩害等の被害対策など建設後の維持に配慮された庁舎 ・ 課の再編、統廃合や事務分掌の見直しに伴うレイアウト変更に対応しやすい庁舎 ・ その他、独自の提案

2 配置予定技術者の体制表（別紙第6号様式 A3判横）

- ア 参加申込書提出期限日現在、直接かつ恒常的（3ヶ月以上）雇用関係にある技術者を、(1)設計総括責任者、設計主任技術者及び(3)設計担当者の表に記載すること。
- イ 設計主任技術者（意匠）には、「知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル応募要領」第6(7)に記載された建築物の設計に設計主任技術者（意匠）として従事した経験を有する技術者を配置すること。
- ウ 配置予定技術者の体制表の資格欄には、一級建築士・二級建築士・構造設計一級建築士・設備設計一級建築士・建築設備士・専攻建築士（併せて専攻領域を記載すること。）及びその他建築設計等に関係する資格を記入すること。
- エ 記載する配置予定技術者は、基本設計契約時の設計体制表に記載するとともに、実際に当該業務を行う者であること。

3 設計体制表（別紙第7号様式 A3判横）

- ア 配置予定技術者の体制表に記載された内容等を、さらに具体的に表現するもので、構成員の役割、協力事務所及び必要プロジェクトスタッフ数等が分かるよう記載すること。（記載内容・方法等は任意。）

4 設計工程表（別紙第8号様式 A3判横）

- ア 基本設計に関する設計工程表を作成すること。（記載内容・方法等は任意）

5 参加者名簿（別紙第9号様式 A4判縦）

- ア 参加者名簿に建築士事務所名等及び任意番号（1-キと同じ番号）を記載し、長形三号封筒（12 cm × 23.5 cm）に入れ、封緘すること。
- イ 封筒には、会社名、マークなど参加者が特定できる内容の記載がないこと。また、封筒には任意番号（1-キと同じ番号）を記載すること。

6 その他注意事項

- ア 配置予定技術者の体制表、設計体制表、設計工程表及び参加者名簿以外には、参加者の名称、所在地、電話番号など参加者が特定できる記載をしないこと。また、参加者名簿を除き、用紙の右上にプロポーザル名を黒の印字またはボールペン等で記入すること。
- イ 表紙は付けないこと。
- ウ 文章は横書きとすること。
- エ 提出する資料
 - ア) 提出の際には、封筒（技術提案書等のすべてが入る大きさの封筒）を準備し、封筒には裏面右下に任意番号（1-キと同じ番号）を黒の印字またはボールペン等で記入すること。

1) 紙媒体

a 紙媒体ごとの提出する枚数と部数は、以下のとおりとする。

紙媒体名	枚数	部数
技術提案書(別紙第5号様式)	4枚以内	10部
配置予定技術者の体制表(別紙第6号様式)	1枚	2部
設計体制表(別紙第7号様式)	1枚	2部
設計工程表(別紙第8号様式)	1枚	2部
参加者名簿(別紙第9号様式)	1枚	1部

b 参加者名簿を除き、綴じ代として左側に幅 2 センチメートルの余白を設けること。

c 技術提案書と参加者名簿を除き、用紙の裏面右下に任意番号(1-キと同じ番号)を印字または黒のボールペン等で記入すること。

ウ) 電子媒体

a 1~5までの紙媒体の元の電子データをPDF形式に変換し、CD-Rで提出すること。

b CD-Rには、プロポーザル名及び任意番号(1-キと同じ番号)を記載し、7-エ-イ)の紙媒体と併せて1枚提出すること。

知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル プレゼンテーション及びヒアリング実施要領

1 プレゼンテーション及びヒアリングの対象者

対象者は、知名町新庁舎建築基本設計公募型プロポーザル審査委員会において二次審査対象者として選定された者とする。

2 プレゼンテーション及びヒアリング

プレゼンテーション及びヒアリングは、次により実施する。

(1) 実施日時及び場所

日時：令和2年7月19日(日) ※開始時刻は別途通知する。

場所：知名町内 ※詳細は別途通知する。

(2) 出席者

説明者は、配置予定技術者から設計主任技術者(意匠)1名を含め3名以内とし、パソコン操作員1名の計4名以内とする。なお、原則として代理者の出席は認めない。

(3) 実施方法及び留意事項

ア 対象者は、「設計主任技術者(意匠)の類似施設の実績(設計の概要)」を作成し、提出する。(様式及び提出方法は別途通知する。)

イ プレゼンテーションは、1者につき15分以内で説明し、ヒアリングは20分程度を予定する。

ウ プレゼンテーションはMicrosoft PowerPointまたはPDFを使用して行うこと。

エ プレゼンテーション用のデータに盛り込める内容は、技術提案書に記載されている内容に限る。また、動画の使用は認めない。

オ プレゼンテーション用のデータは、CD1枚に収め、別途通知する日までに提出すること。

カ 当日、事務局で用意するプレゼンテーション用のソフトは「Microsoft PowerPoint 2016」であるので、互換性に注意すること。

キ 発表時に、企業名、個人名が判別される服装、言動等をしてはならない。

ク 不測の事態に備えて、プレゼンテーション用データが保存されたパソコンを持参すること。

3 その他

(1) プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合は、原則として失格とする。ただし、公共の交通機関の事故等、真にやむを得ない理由がある場合は、速やかに事務局に連絡すること。

(2) プレゼンテーション及びヒアリングは町民への公開形式で行う。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングの詳細は、対象者へ一次審査結果通知にあわせて通知する。